

(地Ⅲ69)

平成24年8月3日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
小 森 貴

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が  
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

標記の件について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第23項に基づき人を発病させるおそれがほとんどないものとして、下記を指定し、平成24年7月31日から適用される旨、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長等宛通知がなされ、本会に対して情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 記

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）

- ・ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1) (SJRG-166615)
- ・ A/Egypt/2321-NAMRU3/2007(H5N1) (IDCDC-RG11)
- ・ A/Egypt/3300-NAMRU3/2008(H5N1) (IDCDC-RG13)
- ・ A/Egypt/N03072/2010(H5N1) (IDCDC-RG29)
- ・ A/Hubei/1/2010(H5N1) (IDCDC-RG30)

事 務 連 絡

平成24年 7 月 3 1 日

社団法人日本医師会  
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が  
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

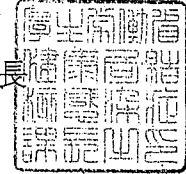
平素より病原体等の適切な管理について、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、告示公布につきまして、別添のとおり地方自治体宛に通知いたしましたのでお知らせいたします。

健感発0731第1号  
平成24年7月31日

各〔都道府県〕  
〔政令市〕 衛生主管部(局)長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長



人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が  
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する  
病原体等の一部を改正する件」が本日、厚生労働省告示第462号をもって公  
布され、本日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、ご了知の上、関係者に対して  
周知いただくとともに、その運用に遺漏ないようにお願いします。

## 記

### 1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年  
法律第114号。)第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそ  
れがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定する。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH  
5N1であるものに限る。)

- ・ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SJRG-166615)
- ・ A/Egypt/2321-NAMRU3/2007 (H5N1) (IDCDC-RG11)

- A/Egypt/3300-NAMRU3/2008 (H5N1) (IDCDC-RG13)
- A/Egypt/N03072/2010 (H5N1) (IDCDC-RG29)
- A/Hubei/1/2010 (H5N1) (IDCDC-RG30)

## 2 適用期日

平成24年7月31日から適用する。

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件新旧対照条文

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SJRG-166615)</u></p> <p>11 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/2321-NAMRU3/2007 (H5N1) (IDCDC-RG11)</u></p> <p>12 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/3300-NAMRU3/2008 (H5N1) (IDCDC-RG13)</u></p> <p>13 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/N03072/2010 (H5N1) (IDCDC-RG29)</u></p> <p>14 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Hubei/1/2010 (H5N1) (IDCDC-RG30)</u></p> <p>15～23 (略)</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10～18 (略)</p>

〔省 令〕

- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一〇九)
- 予防接種実施規則の一部を改正する省令(同一一〇)
- 道路運送法施行規則の一部を改正する省令(国土交通七三)

〔告 示〕

- 原戸籍が滅失した件(法務三〇八)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(同一〇九)
- 日本国に帰化を許可する件(同一一〇)
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの輸入数量を告示する件(財務二五三)
- 平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件(同一五四)

○平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件(同一五五)

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件(文部科学一一五)

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件(厚生労働四六二)

○平成二十三年度の標準報酬月額修正率を定める件(同四六三)

○作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める件の一部を改正する件(農林水産一八七三)

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(同一八七四)

○仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(国土交通八四一)

○一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する件(同八四二)

○建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件の一部を改正する件(同八四三)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛一七五、一七六)

○道路に関する件

(東北地方整備局一二五)

○道路に関する件

(関東地方整備局二六六、二六八、二七〇、二七六)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一二六九)

○道路に関する件

(中部地方整備局一四〇、一四二)

○道路に関する件

(中国地方整備局九九)

○道路に関する件

(四国地方整備局一〇七)

○道路に関する件

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 群馬県 東京都 神奈川県 新潟県 岐阜県 愛知県 三重県 大阪府 兵庫県 広島県 香川県 愛媛県 福岡県 鹿児島県 沖縄県 横浜市 名古屋市 広島市 福岡市

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第二項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知(外務省)  
指定保安検査機関の指定に関する公示(中国四国産業保安監督部)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔地方自治事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、製造たばこ小売定価、鉱業法第一四二条、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

職員の免職処分無効関係  
地方公共団体

教育職員免許状失効関係  
会社その他

○厚生労働省告示第四四六二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二四四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第3中表を次のとおり改正する。

- 10 ノゾルエノサウノルスA属ノゾルエノサウノルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A/common magpie/Hong Kong/5052/2007（H5N1）（S.J.R.C.—166615）
- 11 ノゾルエノサウノルスA属ノゾルエノサウノルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/2321—NAMRU3/2007（H5N1）（I.D.C.D.C.—R.G.11）
- 12 ノゾルエノサウノルスA属ノゾルエノサウノルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/3300—NAMRU3/2008（H5N1）（I.D.C.D.C.—R.G.13）
- 13 ノゾルエノサウノルスA属ノゾルエノサウノルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A/Egypt/N03072/2010（H5N1）（I.D.C.D.C.—R.G.29）
- 14 ノゾルエノサウノルスA属ノゾルエノサウノルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A/Hubei/1/2010（H5N1）（I.D.C.D.C.—R.G.30）